



「1か月児健康診査」公費助成を始めます

赤ちゃんの病気の早期発見や早期治療、すこやかな成長と子育て家庭を支援するため、1か月児の健診費用を助成します。出産した産科医療機関などで、健診を受けましょう。

●**対象者** 次の全てに当てはまる人

◇令和7年4月1日以降に生まれ、出生後28日から生後6週間未満の乳児

◇健診受診日に大野城市に住民登録がある

●**助成回数** 乳児1人につき1回

●**健診内容** ◇問診◇身体計測(身長・体重・頭囲)◇診察(視診、触診、聴診など)による全身チェック、へその異常、運動発達、原始反射のチェックなど

◇子育てに関する相談
※右記以外や、保険適用となる検査・治療は助成対象外です。

●**助成について**

◇市が委託している医療機関で健診を受ける場合

母子健康手帳交付時に配布する「1か月児健康診査受診券」および「1か月児健康診査票」を健診時、医療機関に提出してください。

◇市が委託している医療機関以外で健診を受ける場合

健診費用を自己負担し、後日、助成(償還払い)の申請を行うてください。

※「1か月児健康診査票」は、健診までに保護者が記入してください。

※医療機関などにて、必ず受診券(または1か月児健康診査結果票)に健診結果を記載してもらってください。

※市が定める健診項目を受診できなかった場合には、助成対象外となる場合があります。

※市の委託医療機関および助成金の申請方法は、市ホームページで確認ください。



市ホームページ

※事業開始前に母子健康手帳を受け取り、受診券の交付を受けていない人には、個別に受診券および診査票を送付しています(3月下旬頃)。

●**事業開始日** 4月1日(火)

●**申請と問い合わせ先**

こども家庭センター母子保健担当
☎(580)1978

児童扶養手当・特別児童扶養手当の額が変わります

4月分から児童扶養手当と特別児童扶養手当の額が改定されます。改定に伴う手続きは不要です。

●**問い合わせ先**

子育て支援課子育て支援担当
☎(580)1862

	児童数	改定前	改定後
児童扶養手当 (月額)			
全部支給	1人	4万5500円	4万6690円
一部支給		1万740円~4万5490円	1万1010円~4万6680円
全部支給	2人	5万6250円	5万7720円
一部支給		1万6120円~5万6230円	1万6530円~5万7700円
全部支給	3人	6万7000円	6万8750円
一部支給		2万1500円~6万6970円	2万2050円~6万8720円
全部支給	4人目以降 加算額	1万750円	1万1030円
一部支給		[1人増えるごとに 3人分の額に加算]	5380円~1万740円
特別児童扶養手当 (月額)			
1級	1人当たり	5万5350円	5万6800円
2級		3万6860円	3万7830円